



貿易取引の技術的發展に伴う 信用状統一規則規定の変遷

花 木 正 孝

要旨 本稿では貿易金融取引の中で重要な位置を占める信用状取引に関して以下の4点について論じたい。はじめに信用状取引の特徴について解説する。2つ目は、国際商業会議所—ICC が1933年に初の信用状統一規則—UCP51 を発効させて以来、6回の改訂を経て、現在のUCP600に至る、信用状取引に関する国際ルールの変遷を振り返りたい。3つ目は、最近の貿易金融取引に関する新しい動きを、主要取引事例と共に紹介し、その現状と課題を指摘する。最後に、これらの動きを踏まえて、今後の信用状統一規則のあるべき姿を検討したい。

Abstract In this paper, I will address four topics regarding letter of credit transactions that occupy a prominent position in finance transactions in the international trade. First, I explain letter of credit transactions in detail. Second, I review the changes made to international rules of letter of credit transactions from when the International Chamber of Commerce first implemented the Uniform Customs and Practices for Documentary Credits (UCP51) in 1933 to the present UCP600; six revisions have been made so far. Third, I propose the trends observed in recent trade financial transactions by highlighting certain main cases of dealings, their current states, and corresponding problems. Finally, I discuss the effects of these trends and the true nature of future UCP in terms of trade finance.

キーワード 信用状, 貿易金融, 貿易代金決済, 国際商業会議所

原稿受理日 2017年1月10日

1. はじめに

本稿は貿易金融取引の中で重要な位置を占める信用状取引に関して、数多くの先行研究を紹介しながら、以下の4点について論じるものである。はじめに12世紀に遡る信用状取引の生成過程や、現在に至る発展過程を振り返り、信用状取引の存在意義について纏めたい。

次に、信用状取引に関する国際規則について、国際商業会議所—International Chamber of Commerce (ICC) が1933年に初の『荷為替信用状に関する統一規則および慣例』—The Uniform Customs and Practice for Documentary Credits, ICC Publication No.82 (UCP82) を発効させて以来、現在まで UCP の規定に大きな影響を与えた2つの技術的発展、①通信技術の技術的飛躍である、国際銀行間通信協会—Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication (SWIFT) 及び、②物流面での技術的飛躍である、コンテナ物流の本格化を端緒とする、サプライチェーン・マネジメント—Supply Chain Management (SCM) の高度化について整理したい。

3つ目は、貿易金融取引の新しい動き、①貿易決済方法の多様化や、②近年米国を始め強化される傾向にある経済制裁、③貿易決済の電子化について、主要取引事例と共に紹介したい。

最後に、これらの動きが信用状取引に与える影響を指摘し、今後の信用状取引のあるべき姿、次回の UCP 改訂に求められる方向性について検討したい。

2. 信用状取引の成立と発展

信用状取引の成立や、代表的な決済方法へ発展していく過程については、多くの先行研究があり、これらを踏まえて信用状取引の存在意義について振り返りたい。

2.1 信用状取引の成立—旧式信用状（荷為替以前の商業信用状）

伊澤 (1946)^①、八木 (1992)^② によれば、単純な支払保証としての信用状の萌芽は、12世紀のイタリアにある。初期の信用状においては、その利用目的は商取引の代金決済に限らず、広く遠隔地に出向いた際の資金調達を円滑に行う為のものであった。同時期に遠隔地に出向いた際に現地で現地通貨を受領する為、予め母国の両替商に対して母国通貨で

支払いを行った証明である両替証書が、その後公正証書化され、更に支払委託機能を備えることで、最終的に約束手形、為替手形として生成されていくのに対して、公正証書ではない単なる書簡（開封書状）として発行された初期の信用状は、外交官や、出征兵士の相手国内での資金供与を目的に利用された。17世紀になって、漸く貿易代金決済に利用される商業信用状の事例が現れる。但し、当時の商業信用状は、輸入商が輸出国の両替商または大商人等に対して、輸出商または、輸入商の輸出国代理人への輸入商品集荷資金の貸出（輸出前貸）を依頼し、その支払いを保証する内容であった。

2.2 信用状取引の発展—新式信用状（荷為替信用状）

伊澤（1946）、小峰（1966^③、1977^④）、八木（1977^⑤、1992）は、12世紀以降に利用された信用状を旧式信用状と総称し、19世紀以降に利用される荷為替手形呈示を要求する荷為替信用状を新式信用状と分類した。（表1参照）

表1 新旧信用状の比較

	旧式信用状		新式信用状
	12世紀以降の初期信用状	17世紀以降の初期商業信用状	19世紀以降の商業信用状 (荷為替信用状)
発行目的	遠隔地での資金供与	輸出商品の集荷資金供与	輸出者に対する船積後金融 (荷為替手形買取) 輸入者に対する金融 (T/R, 輸入ユーザンス)
発行依頼人	国王, 教会関係者, 商人	輸入商人	輸入者
発行者		信用力の高い大商人, 後に商業銀行	輸入国の商業銀行
受益者	国王, 教会の使者, 出征兵士, 商人	輸入商人の現地代理人 または輸出者	輸出者
信用供与者	相手国内の大商人	輸出国の大商人	輸出国の商業銀行
要求書類	資金供与の記録	為替手形	輸出者が振り出す荷為替手形 為替手形に海上船荷証券, 送り状, 保険証券等の船積書類 を添付したもの

出典：八木（1992）より筆者作成

宮田（1989^⑥、1990^⑦）、八木（2001^⑧、2004^⑨、2007^⑩）によれば、19世紀の英米間で盛んだった、綿花貿易（米国の輸出）及び機械製品貿易（英国の輸出）を担う新式信用状は、19世紀初頭の商業銀行—Merchant Bank の発展と共に生成された。18世紀以降ロンドンの商業銀行による手形引受を中心に発展した貿易金融であるが、19世紀初頭の英国発の金融恐慌によって、多くの商業銀行が破たんするに至った。この為、ブラウン商会グループ（現 Brown Brothers Harriman）を代表とする商業銀行側の与信管理手法として、荷為

替手形の呈示を条件とする信用状が開発された。荷為替手形を必須とし、輸入商及び信用状発行人間で、船積書類及び貨物を譲渡担保として取り扱うことにより、相対的に信用の低い、輸入商に対しても信用状の発行による支払保証、輸出商への船積後金融（荷為替手形の買取）、輸入担保荷物貸渡—Trust Receipt (T/R) といった現代に通じる輸出入金融の基本形が成立、発展した。

この船積書類及び貨物を譲渡担保として取り扱う考え方は、現在の貿易金融に際して締結される銀行と輸出入商間の契約関係にも引き継がれている。輸出手形買取を行う際、輸出商とその取引金融機関間で、「外国向為替手形取引約定書」が締結され、その第3条（担保）に、「付帯荷物および付属書類は、外国向荷為替手形の買取によって負担する手形上、手形外の債務ならびにこれに付随する利息、割引料、損害金、手数料および諸費用の支払の担保として貴行に譲渡します。」とある¹¹⁾。

また、信用状の発行を行う際、輸入商とその取引金融機関間で、「信用状取引約定書」が締結され、その第3条（担保）に、「付帯荷物および付属書類は、信用状取引によって私が負担する債務ならびにこの取引に付随する利息、割引料、損害金、手数料、保証料および諸費用の支払の担保として、貴行に譲渡します。」とある¹²⁾。

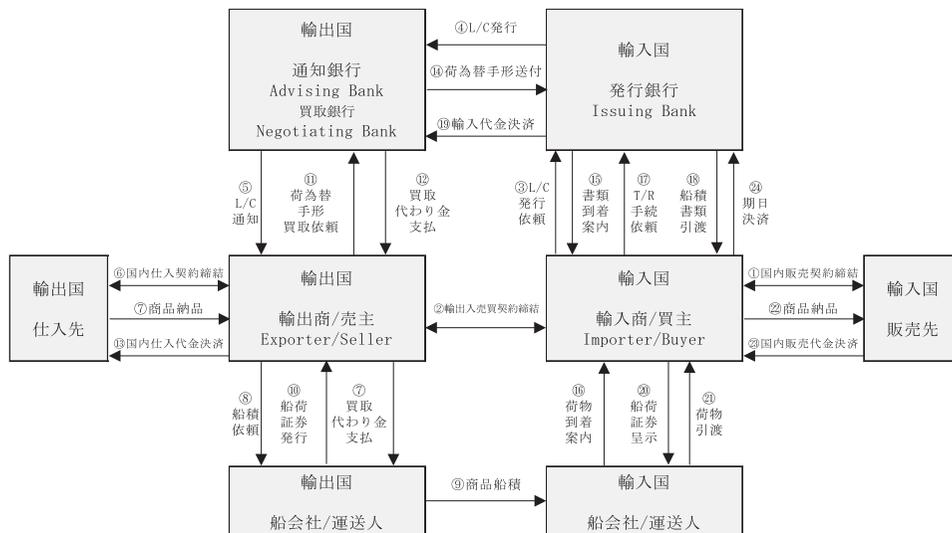
伊澤（1946）によれば、19世紀末からは、米国での信用状取引を担う銀行設立又は、外国為替業務進出の機運が高まり、1893年の The Bank of New York（現 The Bank of New York Mellon Corporation）設立を契機に、1903年に The Bankers Trust Company（現 Deutsche Bank AG）、1905年に The Chase National Bank（現 JPMorgan Chase & Co.）等、相次いで、信用状取引へ参入していった。これが、UCPの源流の一つとなる1920年の『米国信用状規約』—Provisions adopted by the New York bankers' commercial credit conference 発効の下地となった。

2.3 荷為替信用状取引の意義

荷為替信用状取引の成立と発展は、貿易金融にどのような影響を与えたのであろうか。朝岡（1985）¹³⁾は、荷為替信用状の効果を19世紀以降発展した、船積書類による荷物の象徴的引渡と、荷為替手形による代金支払が有する弱点を補強する方策として有効であったと指摘した。遠隔地取引ゆえに、荷物引渡と代金決済の同時履行が不可能な、貿易取引において、船荷証券を含む船積書類を添付することで、資金決済と荷物引渡を紐付きにし、遠隔地取引での荷物引渡の現実性を高める荷為替手形は、輸出入商にそれぞれ一定の取引の安全と合理化をもたらすものであった。但し、荷為替手形取引にも限界があり、特に貿易

金融の面で顕著であった。輸出商は、早期の代金回収と仕入決済を行う為に、荷為替手形の買取を取引銀行に依頼するが、買取銀行の与信判断上、輸入商の信用リスクは図りづらい為、取引条件は輸出商にとって厳しいものとなった。

図1 信用状取引



出典：筆者作成

これに対して、輸入商の信用を補強する信用状は、輸出商の輸出金融取引円滑化に資するものであった。また、輸入商にとっても、輸入ユーザンスや T/R を利用した、輸入商品の国内販売代金回収までの輸入金融取引が付帯する信用状取引は、輸入金融取引円滑化に加え、荷物引渡の円滑化に資する取引であった。（図1 参照）

3. 信用状取引に関する国際規則—UCP の推移

ここで、UCP82 の発効以来、UCP600 に至る歴史的経緯と共に、UCP の規定改訂に大きな影響を与えた2つの技術的發展、① SWIFT 及び、② SCM の高度化について整理したい。

3.1 UCP の歴史

(1) ICC による UCP 制定

ICC は、第1次世界大戦直後の1920年、国際商取引の促進を目的にパリに設立された民間団体であり、一貫して貿易取引に纏わる規則の制定活動を通じて国際商取引促進に資する活動を行ってきた。現在世界130カ国に国内委員会、約7,400社の会員を有する。その中に設けられた専門委員会の内、銀行技術実務委員会—ICC Commission on Banking Technique and Practice が、貿易金融に関する統一規則制定を行っている。

伊澤（1946）、朝岡（1985）によれば、ICC 設立前に既に英国を中心に信用状取引の商慣習が確立していた。また、信用状取引の発展と共に、1920年の『米国信用状規約』を皮切りに1923年ドイツ、1924年フランス、等10ヶ国以上が独自の信用状取引に関する規則を制定した。しかし、第一次世界大戦後に貿易取引の中心が、英国から米国に移り、それと共に金融市場の中心もロンドンからニューヨークに移転した。これに伴い、信用状取引の利用は拡大したが、ロンドンのような十分な商慣習の蓄積がない米国では、取引上の混乱が発生し、多くの信用状取引に関する紛争が生じた。これを受けて、信用状取引に関する国際規則制定の機運が高まり ICC は、国際規則の起草開始し、幾つかの草案を経て、1933年 ICC ウィーン会議での UCP82 採択という形で結実した。

(2) UCP 改訂の歴史

以降の UCP 改訂及び関連規則の制定経緯は表2の通りである。1951年に行われた UCP151 は、第2次大戦後の初の改訂であった。この段階で米国が UCP を採択したことは、戦後の米国主導の貿易取引においては重要な意味を持った。しかし、この段階では、信用状取引に関する慣例に準拠する英国、英連邦諸国からなる英国経済圏及び、共産主義諸国の採択はなく、UCP が真の意味で世界標準となる為には、1962年の UCP222 発効により、英国経済圏の参加を待つ必要があった。1974年の UCP290 は、物流面での技術的飛躍であるコンテナ輸送等新しい運送形態への対応の為、複合運送書類の定義を新設したものであった。（UCP82～290 の条文については表3参照）

1983年の UCP400 では、SWIFT 等通信技術の技術的飛躍に対応したものであった。1993年の UCP500 では、これら二つの技術的飛躍によって実現した、貿易取引全体のスピードアップ化に対応する為、信用状取引そのものの迅速化を狙い、書類点検の日数等（書類提示日の翌日から最長7銀行営業日）の制定、国際的な標準銀行実務—international standard banking practice (isbp) の定義を新設した。（UCP400 以降の条文については

表 4 参照)

UCP500 制定以降、更に信用状取引の円滑化を進める為に補足する規則が相次いで制定された。1996年には、UCP500 第19条（銀行間の補償の取決め）を補完する目的で『ICC 荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則』—ICC Uniform Rules for Bank-to-Bank Reimbursements under Documentary Credits (URR525) が発効した。これは、信用状発行銀行の買取銀行に対する補償授權書—Reimbursements Authorization (R/A) に関する規定である。

また、1999年には、UCP500 第20条（書類発行者についての曖昧な表示）b項を補完する目的で、ICC から書類の原本の決定を扱った裁定、The Determination of an “Original” Document in the Context of UCP500 sub-Article 20(b)-ICC Banking Commission Policy statement, document 470/871 (Rev) が公表された。

2002年には、将来の貿易取引電子化への備えとして、Supplement to the Uniform Customs and Practice for Commercial Documentary Credits for Electronic Presentation Version 1.0 (eUCP1.0) が UCP500 を補完する目的で発効した。

表 2 UCP・ISBP 関連略年表

年	出版物名	備考
1920年		国際商業会議所（International Chamber of Commerce-ICC）設立 米国にて、初の信用状取引規則「米国信用状規約」が採択
1923年		ドイツ、翌年フランス、等以後、10ヶ国以上が独自の信用状取引規則を採択
1933年	UCP82	初の信用状統一規則「商業信用状に関する統一規則及び慣例」 “Uniform Customs and Practice for Commercial Documentary Credit”採択
1951年	UCP151	第2次大戦後の初の改訂、米国の本格的参加
1962年	UCP222	英国経済圏の参加：信用状統一規則の世界規模化。
1974年	UCP290	コンテナ輸送等、複合運送書類の定義新設
1983年	UCP400	SWIFT 等通信技術向上に対応
1993年	UCP500	書類点検回数等の制定、国際的な標準銀行実務（isbp）の定義新設
2002年	eUCP 第1.0版	UCP500 を補完する、電子呈示に関する追補
2003年	ISBP645	国際的な標準銀行実務（isbp）の具現化
2007年	UCP600	「ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例」 “ICC Uniform Customs and Practice for Documentary Credits 2007 REVISION, ICC Publication No.600” 信用状統一規則（UCP）最新版
	ISBP681	「荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務」 “International Standard Banking Practice for the examination of documents under documentary credit, ICC Publication No.681 2007 REVISION for UCP600”
	eUCP 第1.1版	「電子呈示に関する〈UCP600〉への追補第1.1版」 “Supplement for Electronic Presentation Version 1.1”
2013年	ISBP745	「荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務」 “International Standard Banking Practice for the examination of documents under documentary credit, for the Examination of Documents under UCP600”, ICC Publication No.745 国際標準銀行実務（ISBP）最新版

出典：筆者作成

表3 UCP 条文対比 (UCP82~290)

UCP82 (1933年)	UCP151 (1951年)	UCP222 (1962年)	UCP290 (1974年)
総則と定義	総則と定義	総則と定義	総則と定義
総則と定義	総則と定義	総則と定義	総則と定義
A. 信用状の性質	A. 信用状の本質	A. 信用状の形式と通知	A. 信用状の形式と通知
第1条 信用状と契約 第2条 取消可能と取消不能の信用状 第3条 取消可能と取消不能信用状の表示 第4条 取消可能信用状 第5条 取消不能信用状 第6条 取消不能信用状の通知 第7条 確認信用状 第8条 確認信用状の通知 第9条 商業信用状	第1条 信用状と契約 第2条 取消可能と取消不能の信用状 第3条 取消可能と取消不能信用状の表示 第4条 取消可能信用状 第5条 取消不能信用状 第6条 取消不能信用状の通知 第7条 類似信用状の条件変更 第8条 不完全または不明確な指図	第1条 取消可能と取消不能の信用状 第2条 取消可能信用状 第3条 取消不能信用状 第4条 テレトランスミッションによる信用状および事前通知信用状 第5条 類似信用状の条件変更 第6条 不完全または不明確な指図	第1条 取消可能と取消不能の信用状 第2条 取消可能信用状 第3条 取消不能信用状 第4条 テレトランスミッションによる信用状および事前通知信用状 第5条 類似信用状の条件変更 第6条 不完全または不明確な指図
B. 責任	B. 責任	B. 義務と責任	B. 義務と責任
第10条 書類点検の基準 第11条 書類の有効性についての免責 第12条 メッセージの伝達についての免責 第13条 不可抗力 第14条 被指図人の行為についての免責	第9条 書類点検の基準 第10条 書類と物品、ディスクレのある書類と通告 第11条 書類の有効性についての免責 第12条 メッセージの伝達についての免責 第13条 不可抗力 第14条 被指図人の行為についての免責	第7条 書類点検の基準 第8条 書類と物品、ディスクレのある書類と通告 第9条 書類の有効性についての免責 第10条 メッセージの伝達についての免責 第11条 不可抗力 第12条 被指図人の行為についての免責 第13条 銀行間の補償の取決め	第7条 書類点検の基準 第8条 書類と物品、ディスクレのある書類と通告 第9条 書類の有効性についての免責 第10条 メッセージの伝達についての免責 第11条 不可抗力 第12条 被指図人の行為についての免責 第13条 銀行間の補償の取決め
C. 証券	C. 書類	C. 書類	C. 書類
第15条 運送書類 第16条 運送書類の発行日 第17条 運賃の未払/前払の運送書類 第18条 無故障運送書類 第19条 海上船荷証券 第20条 拒絶される運送書類 第21条 "On Deck" 第22条 汽船積 第23条 "On Board Notaion" 第24条 荷送人の裏書 第25条 その他の積出書類等 第26条 積出書類上の重量証明 第27条 その他の積出書類等に 第28条 対する受益者の調書 第29条 保険書類 第30条 保険金額 第31条 保険担保の種別 第32条 オール・リスクスの 第33条 商業送り状 第34条 その他の書類	第15条 運送書類 第16条 運送書類の発行日 第17条 運賃の未払/前払の運送書類 第18条 無故障運送書類 第19条 海上船荷証券 第20条 拒絶される運送書類 第21条 "On Deck" 第22条 汽船積 第23条 "On Board Notaion" 第24条 荷送人の裏書 第25条 その他の積出書類等 第26条 積出書類上の重量証明 第27条 その他の積出書類等に 第28条 対する受益者の調書 第29条 保険書類 第30条 保険金額 第31条 保険担保の種別 第32条 オール・リスクスの 第33条 商業送り状 第34条 その他の書類	第14条 運送書類の発行日 第15条 運賃の未払/前払の運送書類 第16条 無故障運送書類 第17条 拒絶される運送書類 第18条 海上船荷証券 第19条 積換 第20条 "On Deck" 第21条 荷送人の裏書 第22条 その他の積出書類等 第23条 積換 第24条 保険書類 第25条 積換運送書類 第26条 保険金額 第27条 保険担保の種別 第28条 オール・リスクスの 第29条 保険担保 第30条 免責歩合、控除免責歩合の保険条件 第31条 商業送り状 第32条 その他の書類	第14条 書類発行者についての曖昧な表示 第15条 運送書類の発行日 第16条 運賃の未払/前払の運送書類 第17条 "Shipper's Load and Count" 第18条 無故障運送書類 第19条 拒絶される運送書類 第20条 海上船荷証券 第21条 積換 第22条 "On Deck" 第23条 複合運送書類 第24条 その他の積出書類等 第25条 積換 第26条 積出書類上の重量証明 第27条 保険書類 第28条 積換運送書類 第29条 保険金額 第30条 保険担保の種別 第31条 オール・リスクスの 第32条 保険担保 第33条 免責歩合、控除免責歩合の保険条件 第34条 商業送り状 第35条 その他の書類
D. 文言の解釈	D. 用語の解釈	D. 雑則	D. 雑則
第35条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第36条 分割使用/分割積出 第37条 所定期間毎の使用/積出 第38条 有効期限 第39条 有効期限の日付に関する解釈 第40条 有効期限の延長 第41条 取消可能信用状の有効期限 第42条 船積期限の日付に関する解釈 第43条 呈示期限 第44条 呈示の時間 第45条 船積期限の延長 第46条 日付に関する一般的表現 第47条 日付に関する解釈 第48条 確認、通知の日付に関する解釈	第35条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第36条 分割使用/分割積出 第37条 所定期間毎の使用/積出 第38条 有効期限 第39条 有効期限の日付に関する解釈 第40条 有効期限の延長 第41条 取消可能信用状の有効期限 第42条 船積期限の日付に関する解釈 第43条 呈示期限 第44条 呈示の時間 第45条 船積期限の延長 第46条 日付に関する一般的表現 第47条 日付に関する解釈 第48条 確認、通知の日付に関する解釈	第32条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第33条 分割使用/分割積出 第34条 所定期間毎の使用/積出 第35条 有効期限 第36条 有効期限の日付に関する解釈 第37条 有効期限の延長 第38条 取消可能信用状の有効期限 第39条 船積期限の延長 第40条 船積期限の日付に関する解釈 第41条 呈示期限 第42条 呈示の時間 第43条 日付に関する一般的表現 第44条 日付に関する解釈 第45条 確認、通知の日付に関する解釈	第32条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第33条 分割使用/分割積出 第34条 所定期間毎の使用/積出 第35条 有効期限 第36条 有効期限の日付に関する解釈 第37条 有効期限の延長 第38条 取消可能信用状の有効期限 第39条 船積期限の延長 第40条 船積期限の日付に関する解釈 第41条 呈示期限 第42条 呈示の時間 第43条 日付に関する一般的表現 第44条 日付に関する解釈 第45条 確認、通知の日付に関する解釈
E. 譲渡可能信用状	E. 譲渡可能信用状	E. 譲渡可能信用状	E. 譲渡可能信用状
第49条 譲渡可能信用状	第49条 譲渡可能信用状	第46条 譲渡可能信用状	第46条 譲渡可能信用状 第47条 代わり金の譲渡

出典：筆者作成

貿易取引の技術的發展に伴う信用状統一規則規定の変遷（花木）

表4 UCP 条文対比（UCP400～600）

UCP400 (1983年)	UCP500 (1993年)	UCP600 (2007年)
A. 総則と定義	A. 総則と定義	総則と定義
第1条 UCPの適用 第2条 信用状の意味 第3条 信用状と契約 第4条 書類と物品・役務・行為 第5条 信用状の発行・条件変更の指図 第6条 銀行間、依頼人・発行銀行間の契約関係の援用禁止	第1条 UCPの適用 第2条 信用状の意味 第3条 信用状と契約 第4条 書類と物品・役務・行為 第5条 信用状の発行・条件変更の指図	第1条 UCPの適用 第2条 定義 第3条 解釈 第4条 信用状と契約 第5条 書類と物品、サービスまたは履行
B. 信用状の形式と通知	B. 信用状の形式と通知	信用状の通知、義務と責任
第7条 取消可能と取消不能の信用状 第8条 通知銀行の義務 第9条 信用状の取消 第10条 発行銀行および確認銀行の義務 第11条 信用状の形態 第12条 テレトランスミッションによる信用状および事前通知信用状 第13条 類似信用状の条件変更 第14条 不完全または不明確な指図	第6条 取消可能と取消不能の信用状 第7条 通知銀行の義務 第8条 信用状の取消 第9条 発行銀行および確認銀行の義務 第10条 信用状の形態 第11条 テレトランスミッションによる信用状および事前通知信用状 第12条 不完全または不明確な指図	第6条 利用可能性、有効期限および呈示地 第7条 発行銀行の約束 第8条 確認銀行の約束 第9条 信用状および条件変更の通知 第10条 条件変更 第11条 テレトランスミッションによる信用状・条件変更 第12条 指定 第13条 銀行間補償の取決め
C. 義務と責任	C. 義務と責任	書類点検
第15条 書類点検の基準 第16条 ディスクレのある書類と通告 第17条 書類の有効性についての免責 第18条 メッセージの伝達についての免責 第19条 不可抗力 第20条 被指図人の行為についての免責 第21条 銀行間の補償の取決め	第13条 書類点検の基準 第14条 ディスクレのある書類と通告 第15条 書類の有効性についての免責 第16条 メッセージの伝達についての免責 第17条 不可抗力 第18条 被指図人の行為についての免責 第19条 銀行間の補償の取決め	第14条 書類点検の標準 第15条 充足した呈示 第16条 ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告 第17条 書類の原本およびコピー 第18条 商業送り状 第19条 少なくとも2つの異なった運送形態を対象とする運送書類 第20条 船荷証券 第21条 流通性のない海上運送状 第22条 備留契約船荷証券 第23条 航空運送書類 第24条 道路、鉄道または内陸水路の運送状 第25条 クーリエ受領書、郵便受領書または郵送証明書 第26条 “On Deck”, “Shipper's Load and Count” 等 第27条 無故障運送書類 第28条 保険書類および担保範囲
D. 書類	D. 書類	雑則
第22条 書類発行者についての曖昧な表示 第23条 指定のない書類の発行者または記載内容 第24条 書類の発行日と信用状の日付 第25条 海上船荷証券、郵便小包受領書もしくは郵送証明書以外の運送書類 第26条 海上船荷証券 第27条 積込済みの運送書類を要求していない場合 第28条 “On Deck” 第29条 積換 第30条 郵便小包受領書または郵送証明書 第31条 運賃の未払/前払の運送書類 第32条 “Shipper's Load and Count” 第33条 荷送人が受益者以外の運送書類 第34条 無故障運送書類 第35条 保険書類 第36条 保険書類の発行日 第37条 保険金額 第38条 保険担保の種別 第39条 オール・リスクの保険担保 第40条 免責歩合、控除免責歩合の保険条件 第41条 商業送り状 第42条 その他の書類	第20条 書類発行者についての曖昧な表示 第21条 指定のない書類の発行者または記載内容 第22条 書類の発行日と信用状の日付 第23条 海上船荷証券 第24条 流通性のない海上運送状 第25条 用船契約船荷証券 第26条 複合運送書類 第27条 航空運送書類 第28条 道路、鉄道または内陸水路の運送書類 第29条 クーリエ業者および郵送小包の受領書 第30条 フレイト・フォワード発行の運送書類 第31条 “On Deck”, “Shipper's Load and Count”, 荷送人の名称 第32条 無故障運送書類 第33条 運賃の未払/前払の運送書類 第34条 保険書類 第35条 保険担保の種別 第36条 オール・リスクの保険担保 第37条 商業送り状 第38条 その他の書類	第29条 有効期限または最終呈示日の延長 第30条 信用状金額、数量および単価の許容範囲 第31条 一部使用または一部船積 第32条 所定期間ごとの分割使用または分割船積 第33条 呈示の時間 第34条 書類の有効性に関する銀行の責任排除 第35条 伝送および翻訳に関する銀行の責任排除 第36条 不可抗力 第37条 指図された当事者の行為に関する銀行の責任排除
E. 雑則	E. 雑則	譲渡可能信用状
第43条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第44条 分割使用/分割積出 第45条 所定期間毎の使用/積出 第46条 有効期限または最終呈示日の延長 第47条 運送書類の発行日 第48条 有効期限と書類の呈示場所 第49条 呈示の時間 第50条 船積（積出）のための日付に関する一般的表現 第51条 日付用語 第52条 日付に関する一般的表現 第53条 日付に関する解釈	第39条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第40条 有効期限または最終呈示日の延長 第41条 信用状金額、数量および単価の許容範囲 第42条 有効期限と書類の呈示場所 第43条 有効期限についての制限 第44条 有効期限の延長 第45条 呈示の時間 第46条 船積（積出）のための日付に関する一般的表現 第47条 船積（積出）期間のための日付用語	第38条 譲渡可能信用状 代わり金の譲渡 第39条 代わり金の譲渡
F. 譲渡可能信用状	F. 譲渡可能信用状	譲渡可能信用状
第54条 譲渡可能信用状	第48条 譲渡可能信用状	
G. 代わり金の譲渡	G. 代わり金の譲渡	譲渡可能信用状
第55条 代わり金の譲渡	第49条 代わり金の譲渡	
		eUCP1.1 (2007年)
		第e1条 eUCPの適用範囲 第e2条 eUCPのUCPに対する関係 第e3条 定義 第e4条 フォーマット 第e5条 呈示 第e6条 点検 第e7条 拒絶の通知 第e8条 オリジナルとコピー 第e9条 発行日 第e10条 運送 第e11条 呈示後の電子記録の損傷 第e12条 eUCPに基づく電子記録呈示にかかわる追加免責

出典：筆者作成

(3) 国際標準銀行実務の制定

飯田 (2003)⁴⁴によれば、1993年改訂のUCP500 第13条 a 項で、国際的な標準銀行実務—international standard banking practice, isbp という用語が導入され、信用状条件通りであるか否かの判断は、信用状条件、UCP, isbp の3つによって決定されると規定された。この isbp を明文化する目的で、2002年に ICC の公式文書として出版されることが議決された『荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務』—International Standard Banking Practice, ICC Publication No.645 (ISBP645) は、書類点検に関する全般的な解釈及び、荷為替手形を構成する為替手形や送り状を始めとする9種類の主要書類に関わる解釈を合計200段で纏めたものであった。ICC は、ISBP645 は信用状取引実務を行う上で必要不可欠な、UCP500 の補足物と位置付け、UCP500 を修正するものではなく、UCP500 が日常業務の中でどのように適用されるべきかを明確化するものであると述べている。また、ICC は、ISBP645 は UCP500 とは勿論、その銀行委員会によりそれまでに発表された、公式見解—Opinion および決定—Decision とも平仄を合わせているとのスタンスであり、ISBP645 の発行により、信用状取引において頻発する条件不一致が顕著に減少するであろうとの期待も表明していた。

(4) UCP600, ISBP 改訂

2007年のUCP600改訂は、貿易取引全体のスピードアップ化に対応する為に、信用状取引そのものの迅速化を図った、UCP500の流れを更に進めた改訂であった。書類点検の日数は、書類提示日の翌日から最長5銀行営業日にまで短縮された。また、定義や解釈について、他のICC制定の諸規則、スタンバイ信用状—Standby Credit (SBLC)に関する『国際スタンバイ規則』—International Standby Practices, ICC Publication No.590 (ISP98)との平仄を合わせる改訂となった。またUCP600以降に改訂された、請求払保証—Demand Guarantee (DG)に関する『請求払保証に関する統一規則』—Uniform Rules for Demand Guarantees, ICC Publication No.758 (URDG758)や、新しく制定された、バンク・ペイメント・オブリゲーション—Bank Payment Obligation (BPO)に関する『ICCバンク・ペイメント・オブリゲーション統一規則』—Uniform Rules for Bank Payment Obligation Version 1.0, ICC Publication No.750 (URBPO750)もUCP600と用語の定義や解釈等の平仄を合わせた規則となった。

一方ISBP645以降、ISBPの改訂は2度行われた。最初の改訂は、UCP600改訂時であり、ISBP645の出版後わずか4年しか経過していないにも関わらず、同時並行で改訂作業

を行い、UCP600 発効と同時に ISBP681 を出版した。ISBP681 では、ISBP645 の200段中、内容的に重要で UCP に規定とすべきと考えられた16段を UCP600 に包摂する一方、新設は「書類のコピーには、署名する必要がない。」という1段のみに留まり185段構成となった。内容面でも、文章中の字句や表現を UCP600 に平仄を合わせる改訂が中心であり、改訂前の内容をほぼ踏襲するものであった⁶⁹⁾。銀行も、ISBP681 の発行に際しては、特段新しい対応もしなかった。2度目の、そして初の本格的改訂となった2013年の ISBP745 では、その対象書類を流通性のない海上運送状を始めとする5種類追加し、計14種類まで拡大した結果、ISBP745 全体では、合計297段にまで拡大した。（改訂の概略は、表5～6参照）

3.3 UCP に影響を与えた二つの背景

(1) 通信技術の発展—SWIFT の発展

SWIFT とは、1973年ベルギーにおいて、15ヶ国、239の銀行の参加により設立された協同組合である。そのミッションは、「国際的な金融取引におけるワールドワイドなデータ処理・データ通信リンクおよび共通言語を開発する。」というというもので、資金付替、顧客送金、外国為替、証券取引等の金融メッセージ通信分野において、安全で信頼性の高いサービスを提供している。1977年に業務を開始し、1980年代に業務の本格展開を行った SWIFT であるが、取引フォーマット及びコード類の標準化、共通ネットワークの整備により、金融業務の効率化、自動化の推進に大きな役割を果たした結果、年々ユーザー数及び、総メッセージ件数は増加しており、表7の通り2016年11月末時点で SWIFT ユーザー数は11,306、2015年の総メッセージ発信件数は、6,101百万件⁷⁰⁾となっている。現在、わが国の銀行外国為替業務に係る全受発信電文件数について、ほぼ100%を占めるまでになり、従来のテレックスを駆逐し、事実上の国際金融メッセージ通信分野における de facto standard となっている。

中島（2009）⁶⁸⁾によれば、SWIFT は金融機関や金融システムそのものではないが、金融機関、金融システムを支える通信インフラとして、必要不可欠な存在となっている。更に、金融のグローバル化と IT 化の進捗に連れて、金融機関や金融市場は益々 SWIFT への依存を強めている。

表5 ISBP745 改訂内容 (i 段~F25段)

改訂 ISBP (ISBP745)		改訂内容		旧 ISBP	
段数	改訂内容	段番号	改訂内容	段数	段番号
7	1-i ii 本出版物 (ISBP) の対象範囲	i-ii	【明確化】 ISBP745 は、UCP600 の条がどのように解釈・適用されるかに対して焦点を当てた UCP600 の補足物 (参考書) としての位置付け	681	645
	iii-vii 信用状と条件変更の依頼、および信用状と条件変更の発行			681	645
	【事前検討事項】			681	645
18	1-2 省略語	A2b	【明確化】 コマンドで区切った複数の条件は、いずれか一つ、またはそれらの組み合わせにより充足されたとみてよい	6-7	6-7
	1-3 証明、証明書、宣誓書および陳述書	A4	【明確化】 各種証明書等に求められる充足要件	8, 37	8, 39
	1-6 UCP 第19-25条に規定する選送書類の写し	A6b-c	【明確化】 選送書類のコピーは、その日付と呈示期限の関係を信用状条件として明記する必要がある	20	21
	1-9 訂正および変更	A7a, ii	【厳格化】 発注・証明等を受けた受益者発行書類の訂正は、査証・証明等を行った当事者が、その名称を含む証拠をする	9-12	9-12
	1-10 書類、通知等を送付するためのクレーリエ受取証、郵便受取証または郵送証明書	A10	【明確化】 信用状条件として、書類等を送付する際の確定書類の点検要領	9-12	9-12
	1-11-16 日付	A15	【明確化】 UCP600 第3条の補強、呈示期限に関する "From", "after", "within" についても、その日付を除外する	13-18	13-19
	1-17 書類および記載欄、空欄、スペース完記の必要性	A17	【明確化】 書類上の記載欄、空欄等を完記する必要がある	13-18	13-19
	1-18 UCP の選送条文が適用されない書類	A18	【厳格化】 UCP600 上に規定されていない選送書類は、その日付と呈示期限の関係を信用状条件として明記する必要がある	19	20
	1-19 UCP に定義されていない表現	A19a-b, d, f-g	【明確化】 UCP600 上に規定されていない表現の解釈、信用状条件として使用するべきでない表現について明確化 例: "third party documents not acceptable" は無視される "stale documents acceptable" は与示期限に関わらず認められる等	21	22-24
	1-20 書類の発行人	A20	【明確化】 書類に関する条件がない場合、書類はどの言語でも発行可であり、すべての言語で書類点検する必要がある	22	25
	1-21 言語	A21b, cii, de	【明確化】 言語に関する条件がない場合、書類はどの言語でも発行可であり、すべての言語で書類点検する必要がある	23	26
	1-22 数値計算	A22	【厳格化】 書類上の数値に関して、その合計のみの点検で可とする対象を、従来の物品の金額から、数量、重量、梱包数等に拡大	24	27
	1-23 ミス・スベリングまたはミスタイプ	A23	【厳格化】 書類上の数値に関して、その合計のみの点検で可とする対象を、従来の物品の金額から、数量、重量、梱包数等に拡大	25	28
	1-24-25 複数員および添付書類または追加条項	A24	【明確化】 発行者は、手書きである必要はないが、発行者が必受支店 (注) の署名は、本人 (注) の署名とみなす	26-27	29-30
1-26 タケの食い違い	A26	【明確化】 書類相互間のノンドキムンタリー・コンディショニングは食い違ってはならない	26-27	29-30	
1-27-31 原本およびコピー	A27, 31b, A29b-c, 31a	後記 改訂内容 (詳細) 参照	28-33	31-35	
1-32-34 刷印	A32, 34b	【明確化】 刷印の各項目の記載順序や、追加情報の有無は書類相互間の不一致とはみなされない	34-36	36-38	
1-35-38 署名	A35b, 38	【厳格化】 署名は、手書きである必要はないが、発行者が必受支店 (注) の署名は、本人 (注) の署名とみなす	37-40	39-42	
1-39-41 書類の標題および複合書類	A41	【明確化】 複数の機能を持つ要求書類は、一つにまとめて発行しても、それぞれの機能別に発行してもよい	41-42	43-44	
為替手形および満期日の計算					
B1	基本的要件	B1a-b	【明確化】 為替手形は、信用状記載の名義銀行あてに振り出す為替手形の点検範囲は、ISBP745B 2-11段の範囲に限定		
B2-3	手形期間	B2e i	【明確化】 積替条件の満期証券が複数の積込済の付記がある場合、最新の日付が振出日となる	43-44	45-46
B4-6	満期日	B5b iii	【明確化】 積替条件の満期証券が複数の積込済の付記がある場合、最新の日付が振出日となる	45-47	47-49
B7	銀行営業日、決済猶予期間、送金の遅延	B8b	【明確化】 発行銀行以外の支払拒絶した場合の手形引当の計算規則: 発行銀行の引き受け日から起算	48	50
B8-12	振出および署名方法	B8b, 10-11	【明確化】 受益者の名称変更時に、変更内容を明示すれば、新名称での振り出しは認められる	52-53	54-55
B13-14	金額			50-51	52-53
B15	英書			49	51
B16-17	訂正および変更			55-56	57-58
B18	信用状発行依頼人宛の為替手形			54	56
送付状					
C1	送付状の標題			57	59
C2	送付状の発行人	C2	【明確化】 送付状は、受益者が発行する。受益者の名称変更時に、変更内容を明示すれば、新名称での発行は認められる	60-61	60-61
39				39	
11				11	

貿易取引の技術的發展に伴う信用状統一規則規定の変遷（花木）

品名	品目	品番	品名	品目	品番	品名	品目	品番
物品・サービスまたは銀行の記述、および送付状に係わるその他の一般問題	C3-14	新設	【明確化】 送り状記載の物品、サービス、銀行の記述は、信用状と異なる性質、等級、種類であってはならない	C5	新設	【明確化】 送り状記載の物品、サービス、銀行の記述は、信用状と異なる性質、等級、種類であってはならない		
少なくとも2つの異なる運送形態を対象とする運送書類	C15	新設	【明確化】 所定の船舶期間を明示していない場合、船舶期限以前であれば、いつ船積してもよい	C5a-i-ii	新設	【明確化】 所定の船舶期間を明示していない場合、船舶期限以前であれば、いつ船積してもよい		
UCP600 第19条の適用	D1-2	新設	【明確化】 明確に複数の運送手段を用いている場合、複合運送書類とみなす	D1c	新設	【明確化】 明確に複数の運送手段を用いている場合、複合運送書類とみなす		
複合運送書類の発行、運送人、運送人の特定、署名	D3-5	新設	【明確化】 「フォワーダー発行の複合運送書類不可」等という条件は意味はなく、支店（社）の署名は、本人（社）の署名とみなす	D4, 5b	新設	【明確化】 「フォワーダー発行の複合運送書類不可」等という条件は意味はなく、支店（社）の署名は、本人（社）の署名とみなす		
積込済の付記、積積中、受取地、発送地、積込地、船舶港および出発空港	D6-11	新設	【明確化】 港から始まる行程を示す複合運送書類には積込済の付記が必要 信用状に複合運送書類上に示すべき地の名称が同名と共に明記されている場合、書類上に同名の記載は不要である	D7, 9	新設	【明確化】 港から始まる行程を示す複合運送書類には積込済の付記が必要 信用状に複合運送書類上に示すべき地の名称が同名と共に明記されている場合、書類上に同名の記載は不要である		
到達地、陸揚港および目的空港	D12-14	新設	【明確化】 荷受人を "To order of 指図人" とする場合、直接その指図人が荷受できるように記載してはならない	D13	新設	【明確化】 荷受人を "To order of 指図人" とする場合、直接その指図人が荷受できるように記載してはならない		
複合運送書類の原本	D15	新設		D17b, 18b, 19	新設			
荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先	D16-20	新設	【明確化】 複数の複合運送書類が呈示された場合、その最も早い日付が基準となる	D23c	新設	【明確化】 複数の複合運送書類が呈示された場合、その最も早い日付が基準となる		
積替と一部積積および複数の複合運送書類が呈示された際の呈示期限の判断	D21-23	新設		D27	新設			
無故陸揚複合運送書類	D24-25	新設		D30	新設			
物品の記述	D26	新設	【明確化】 運賃表示は、信用状条件と全く同じである必要はないが、食い違ってはいけない	D30	新設	【明確化】 運賃表示は、信用状条件と全く同じである必要はないが、食い違ってはいけない		
到達地でのデリバリーエージェントの名前と住所	D27	新設						
訂正および変更	D28-29	新設						
運送料と追加費用	D30-31	新設						
複数の複合運送書類による物品の引渡	D32	新設						
船舶証券	E1-2	新設	UCP600 第20条の適用	E1b	新設	【明確化】 船舶証券には、備前契約受金なくてはならない		
船舶証券の発行、運送人、運送人の特定、署名	E3-5	新設	【明確化】 「フォワーダー発行の船舶証券不可」等という条件は意味はなく、支店（社）の署名は、本人（社）の署名とみなす	E4, 5b	新設	【明確化】 「フォワーダー発行の船舶証券不可」等という条件は意味はなく、支店（社）の署名は、本人（社）の署名とみなす		
積込済の付記、積積中、pre-carriage、受取地および船舶港	E6-7	新設	【明確化】 積込済の付記が必要なケース、不要なケースをケースごとに分類 信用状に船舶証券上に示すべき地の名称が同名と共に明記されている場合、書類上に同名の記載は不要である	E6b-f, h	新設	【明確化】 積込済の付記が必要なケース、不要なケースをケースごとに分類 信用状に船舶証券上に示すべき地の名称が同名と共に明記されている場合、書類上に同名の記載は不要である		
船舶証券の原本	E8-10	新設		E9	新設			
荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先	E11	新設	【明確化】 荷受人等の情報は信用状と食い違ってはならないが、信用状にある、住所等詳細な情報は記載される必要はない	E10, 11, 15-16	新設	【明確化】 荷受人等の情報は信用状と食い違ってはならないが、信用状にある、住所等詳細な情報は記載される必要はない		
積替と一部積積および複数の船舶証券が呈示された際の呈示期限の判断	E12-16	新設		E19c	新設	【明確化】 複数の船舶証券が呈示された場合、その最も早い日付が基準となる		
無故陸揚船舶証券	E17-19	新設		E21a	新設	【明確化】 "clean" という用語が船舶証券上に記載される必要はない		
物品の記述	E20-21	新設		E23	新設	【明確化】 デリバリーエージェントの住所は、陸揚港およびその所在国にある必要はない		
到達地でのデリバリーエージェントの名前と住所	E22	新設		E28	新設	【明確化】 運賃表示は、信用状条件と全く同じである必要はないが、食い違ってはいけない		
訂正および変更	E24-25	新設						
運送料と追加費用	E26-27	新設						
複数の船舶証券による物品の引渡	E28	新設						
流通性のない海上運送状（新設）	F1	新設	UCP600 第21条の適用	F1	新設	E1段（UCP600 第20条の適用）と同主旨の段として新設		
流通性のない海上運送状の発行、運送人、運送人の特定、署名	F2-4	新設		F2-4	新設	E3-5段（船舶証券の発行、運送人、運送人の特定、署名）と同主旨の段として新設		
積込済の付記、積積中、pre-carriage、受取地および船舶港	F5-6	新設		F5-6	新設	E6-7段（積込済の付記、積積中、pre-carriage、受取地および船舶港）と同主旨の段として新設		
陸揚港	F7-9	新設		F7-9	新設	E8-10段（陸揚港）と同主旨の段として新設		
流通性のない海上運送状の原本	F10	新設		F10	新設	E11段（船舶証券の原本）と同主旨の段として新設		
荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先	F11-14	新設		F11-14	新設	E13-16段（荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先）と同主旨の段として新設		
積替と一部積積および複数の流通性のない海上運送状が呈示された際の呈示期限の判断	F15-17	新設		F15-17	新設	E17-19段（積替と一部積積および複数の船舶証券が呈示された際の呈示期限の判断）と同主旨の段として新設		
無故陸揚の流通性のない海上運送状	F18-19	新設		F18-19	新設	E20-21段（無故陸揚船舶証券）と同主旨の段として新設		
物品の記述	F20	新設		F20	新設	E22段（物品の記述）と同主旨の段として新設		
到達地でのデリバリーエージェントの名前と住所	F21	新設		F21	新設	E23段（到達地でのデリバリーエージェントの名前と住所）と同主旨の段として新設		
訂正および変更	F22-23	新設		F22-23	新設	E24-25段（訂正および変更）と同主旨の段として新設		
運送料と追加費用	F24-25	新設		F24-25	新設	E26-27段（運送料と追加費用）と同主旨の段として新設		

出典：拙稿（2014a）66より引用

表 6 ISBP745 改訂内容 (G1段～Q11段)

段数	段番号	内容	大項目	改訂内容		大項目 (項目名は ISBP681 のもの)
				数量	段番号	
27	備航契約船舶証券					
	G1-3	UCP600 第22条の適用	新設	G2b, 3		UCP600 第22条の適用
	G4	備航契約船舶証券の発行、運送人、運送人の特定、署名				備航契約船舶証券の署名
	G5-6	積込済の付記、船積目、pre-carriage、受取地および船積港	新設	G5b-f, h		積込済の付記
	G7-9	防積港	新設	G8		船積港および防積港
	G10	備航契約船舶証券の原本				原本全通
	G11-15	荷受人、指図人、荷送人および積積、着荷通知先	新設	G13b, h, i, l-15		荷受人、指図人、荷送人および積積
	G16-17	積積と一部積積および複数の備航契約船舶証券が示された際の早示期限の判断	新設	G17c		積積と一部積積
	G18-19	無放積備航契約証券				無放積備航契約証券
	G20-21	物品の記述	新設	G21		物品の記述
	G22-23	訂正および変更				訂正および変更
	G24-25	運送料と追加費用	新設	G24		運送料と追加費用
	G26	複数の備航契約船舶証券による物品の引渡	新設	G26		複数の船舶証券の対象となる物品
	G27	備航契約	新設	G27		
	航空運送書類					
	H1-2	UCP600 第23条の適用				UCP600 第23条の適用
	H3-6	航空運送書類の発行、運送人、運送人の特定、署名	新設	H4, 5b		航空運送書類の署名
	H7-8	運送のために受割された物品船積目、実際の発送日の要件				運送のために受割された物品、船積目および実際の発送日の要件
	H9-11	出発空港および到着空港	新設	H9		出発空港および到着空港
H12	航空運送書類の原本				航空運送書類の原本	
H13-16	荷受人、指図人および積積、着荷通知先	新設	H15-16		荷受人、指図人および積積	
H17-19	積積と一部積積および複数の航空運送書類が示された際の早示期限の判断	新設	H19c		積積と一部積積	
H20-21	無放積航空運送書類				無放積航空運送書類	
H22	物品の記述				物品の記述	
H23-24	訂正および変更				訂正および変更	
H25-27	運送料と追加費用				運送料と追加費用	
道路、鉄道または内陸水路の運送書類						
J1	UCP600 第24条の適用				UCP600 第24条の適用	
J2-4	運送人および、道路、鉄道または内陸水路の運送書類の発行、運送人、運送人の特定、署名	新設	J2a-b		運送人および、道路、鉄道または内陸水路の運送書類の署名	
J5-6	積積および目的地	新設	J5-6		道路、鉄道または内陸水路の運送書類の原本と「Duplicate」	
J7	積積および目的地				積積と一部積積	
J8-11	荷受人、指図人および積積、着荷通知先	新設	J8b-c, 9a, b, i, l, 10-11		指図人および積積	
J12-14	積積と一部積積および複数の道路、鉄道または内陸水路の運送書類が示された際の早示期限の判断	新設	J12, 14, J13		指図人および、道路、鉄道または内陸水路の運送書類の原本と「Duplicate」	
J15-16	無放積の道路、鉄道または内陸水路の運送書類				無放積の道路、鉄道または内陸水路の運送書類	
J17	物品の記述				物品の記述	
J18-19	訂正および変更				訂正および変更	
J20	運送料と追加費用	変更	J20a-b		運送料と追加費用	
28	新航空運送書類					
	K1-2	UCP600 第23条の適用				UCP600 第23条の適用
	K3-4	航空運送書類の署名				航空運送書類の署名
	K5-7	運送のために受割された物品、船積目および実際の発送日の要件				運送のために受割された物品、船積目および実際の発送日の要件
	K8-10	出発空港および到着空港				出発空港および到着空港
	K11-14	航空運送書類の原本				航空運送書類の原本
	K15-17	荷受人、指図人および積積、着荷通知先				荷受人、指図人および積積
	K18-19	積積と一部積積				積積と一部積積
	K20-21	無放積航空運送書類				無放積航空運送書類
	K22	物品の記述				物品の記述
	K23-24	訂正および変更				訂正および変更
	K25-27	運送料と追加費用				運送料と追加費用
	道路、鉄道または内陸水路の運送書類					
L1	UCP600 第24条の適用				UCP600 第24条の適用	
L2-4	運送人および、道路、鉄道または内陸水路の運送書類の発行、運送人、運送人の特定、署名				運送人および、道路、鉄道または内陸水路の運送書類の署名	
L5-6	積積および目的地				道路、鉄道または内陸水路の運送書類の原本と「Duplicate」	
L7	積積および目的地				積積と一部積積	
L8-11	荷受人、指図人および積積、着荷通知先				指図人および積積	
L12-14	積積と一部積積および複数の道路、鉄道または内陸水路の運送書類が示された際の早示期限の判断				指図人および、道路、鉄道または内陸水路の運送書類の原本と「Duplicate」	
L15-16	無放積の道路、鉄道または内陸水路の運送書類				無放積の道路、鉄道または内陸水路の運送書類	
L17	物品の記述				物品の記述	
L18-19	訂正および変更				訂正および変更	
L20	運送料と追加費用				運送料と追加費用	

表7 SWIFT ユーザー数 (2016年11月30日)

ライブ稼働 (国)	200
ライブ稼働 (メンバー)	2,428
ライブ稼働 (サブメンバー)	3,381
ライブ稼働 (パーティシパント)	5,491
ライブユーザー合計	11,306

出典：SWIFT 資料⁹⁹ を基に筆者作成

(2) 物流面技術の発展—コンテナ物流の発展

鈴木 (2001)⁹⁹ によれば、第二次大戦中の米軍物資輸送の為に活用された海上コンテナは、1950年代後半に、米国のトラック輸送会社であった、Sea Land 社による、民間初の海上コンテナ輸送に進んだ。コンテナ物流の展開はその後四段階を経て現在に至る。第1段階 (1967-1975年) では、米国を中心に発展したコンテナ輸送が、欧州、日本を含む主要定期航路へ拡大した。第2段階 (1976-1980年) では、先進国間中心であったコンテナ物流が、アジアの中心国を中心に発展途上国にも拡大した。第3段階 (1980-1990年代前半) では、国際複合輸送が定着し、コンテナ船及びコンテナターミナルの大型化が進んだ。そして現在に至る第4段階 (1990年代前半以降) では、アジア市場の拡大と、アジア系船社の躍進、国際的なアライアンスの再編成、更なるコンテナ船の大型化が進んでいる。

コンテナ物流の本格化が UCP に与えた影響について、朝岡 (1985) は、1983年 UCP400 改訂時に、通信・輸送技術の著しい進歩に伴って、コンテナ輸送や国際複合運送が大量貨物の高速輸送を実現したことから、貿易実務ひいては信用状取引実務に影響を及ぼしたことを指摘している。

4. 貿易金融取引における新しい動き

ここで、貿易金融取引に関する最近の新しい動きである、①貿易決済方法の多様化や、②近年米国を始め強化される傾向にある経済制裁、③貿易決済の電子化について紹介したい。具体的には、① SBLC や DG を利用した送金取引—Open Account 取引 (OA 取引) に対する信用補完手法や、輸出債権流動化の手法であるフォーフェイティング取引、②米ドル決済に大きな影響力を持つ、米国マネー・ロンダリング規制—Anti-Money Laundering Regulations (AML 規制) の代表的規制である、米国財務省外国資産管理局—The Office of Foreign Assets Control (OFAC) の規制、③ SWIFT と ICC が協働して推進する Trade Services Utility (TSU) 及び、BPO からなる新しい貿易決済の電子化手法 (TSU-

BPO 取引）である。

4.1 貿易決済方法の多様化

(1) SBLC, DG による OA 取引の信用補完

現在の貿易代金決済の大半は OA 取引によって行われている。但し、後払い条件で取引する輸出商にとって大きな危険が伴う為に、輸入商の決済不履行時に備えた信用補完として、一部では SBLC や DG が利用されている。入札保証、前受金返還保証、契約履行保証等の目的で広く利用されている DG であるが、ICC による規則制定は当初大変難航した。1978年に最初に発効した規則である『契約保証統一規則』—Uniform Rules for Contract Guarantees, ICC Publication No.325 (URCG325) の失敗及び、1980年代に DG 取引が浸透したことを踏まえ、URDG の起草作業に入った。高柳 (1992年)²⁰⁾によれば、この間、DG 取引の持つ無因性に対し危機感を抱いた、わが国より ICC に対して、規則に付従性を具備するように申し入れたが認められず、1992年 URDG458 を発効させた。

拙稿 (2012年)²¹⁾では、このような経緯から URDG458 は、わが国に永年受け入れられず、これ以降大多数の DG 取引が準拠規則を明示しないまま発行されている現状を紹介し、ICC が2010年 URDG758 改訂により局面打開を図っていることを指摘した。まず、UCP600 との平仄を合わせる改訂を行った。主なものとして、①定義と解釈の新設、②独立抽象性、書類取引の二大原則、③通知人の義務の明確化、④条件変更ルールの明確化、⑤ 5Days ルールの導入等があり、使用する用語や、条文の表現などに至るまで、貿易取引関係者になじみ深い UCP600 に合わせた内容とした。他にも実務に合わせた規則の新設、改訂があった。主なものとして、①ノンドキュメンタリーコンディション規定新設、② DG 金額変動規定新設、③呈示に関する規定明確化、④支払通貨規定新設、⑤ Extend or Pay 規定明確化、⑥保証減額、終了規定新設、⑦不可抗力に対する 30Days ルールの新設、⑧準拠法／裁判管轄規定新設が挙げられる。

また、DG 同様の目的で利用される SBLC についても、従来 UCP400 以降既に UCP の適用対象として盛り込まれていたが、米国で独自に発展してきた SBLC の取引慣行、米国内法の内容も取り入れた ISP98 が1998年制定された。水口 (2011)²²⁾によれば、欧州中心の ICC からみれば、兎角米国特有の問題と認識されていた SBLC であったが、ISP 起草の後半から UCP, URDG 同様に国際規則とするべく協力をし、また米国銀行を中心にこれを活用したことから、その後急速に浸透した。また、ISP の条文が、その後の UCP600 改訂と、それに続く URDG758 改訂に多大な影響を与えたと指摘した。

(2) フォーフエイティング取引

フォーフエイティングは、一般的に、輸出商が振出した、信用状付きの期限付輸出荷為替手形の内、L/C 発行銀行または、その指定する引受銀行による引受済手形を対象とする輸出金融手法の一つで、Singer (1985)²⁴⁾ によれば、1960年代スイスを中心とした欧州で発展した。通常、わが国において買取依頼人である輸出商は、輸出手形の買取銀行—Negotiating Bank に依頼するに際して、「外国向為替手形取引約定書」を差し入れ、その規定に基づき、期日の不払いが発生した際に、買取銀行に対する買戻債務を負担することとなる。これに対して、フォーフエイティングに基づく輸出手形買取の場合、一次フォーフエイター—Primary Forfaitor は、買取取引依頼人に対して有する手形の遡及権（買取銀行の買戻し請求権=輸出商の買戻債務）の行使を放棄するという、訴求権のない—Without Recourse 取引であるので、手形期日に信用状発行銀行等の破綻による信用リスクや、輸入国側のカントリー・リスクの発生による、不払い事故が発生した場合でも、輸出商には手形代金の買戻債務を負担する義務がない。

輸出商にとってフォーフエイティングを取組むメリットは、以下の3点である。まず、Without Recourse 取引であるので、不払い事故が発生しても、輸出商の買戻債務は免除される点である。2つ目は、信用リスクに加えて、カントリー・リスクのリスクヘッジも可能であるので、フォーフエイティングの対象となりうるのであれば、発展途上国向け等の高リスクの輸出案件にも利用可能であり、販路拡大に資する点である。3つ目は、Without Recourse 取引である為、売掛債権等のオフバランス化が可能であり、債権管理・回収コストの削減が可能となる点である。

ICC は、件数金額共に増加し、年間3,000億米ドルの取扱高にまで成長した、フォーフエイティング取引に対処する為、業界団体である、国際貿易フォーフエイティング協会—International Trade and Forfaiting Association (ITFA) と共に、2012年、『フォーフエイティングに関する統一規則』—ICC Uniform Rules for Forfaiting ICC Publication No. 800, 2012 Edition (URF800) を制定した。

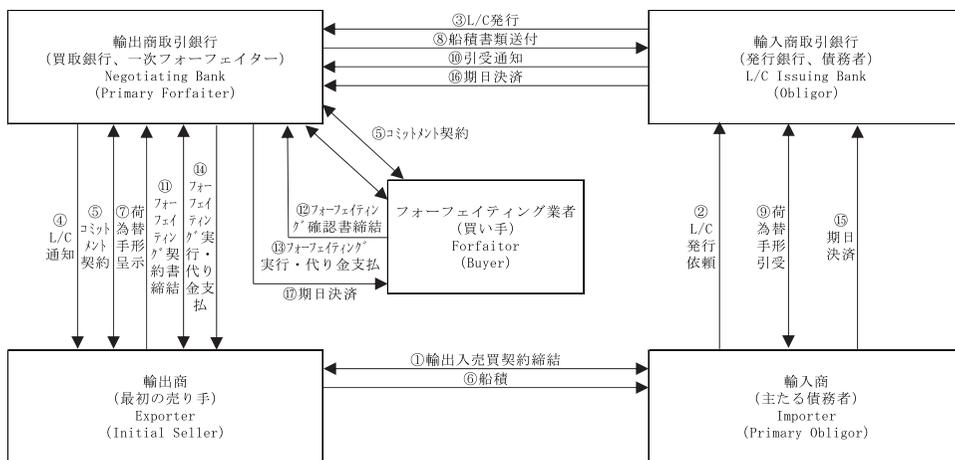
フォーフエイティングは、通常図2の手順に従って行われる。まず、代金決済を信用状取引とする売買契約の締結後、発行された信用状が通知銀行により輸出商に通知される。通常、この段階で信用状の内容に基づきフォーフエイティングの条件を確定させ、事後のフォーフエイティング取引実行を確約させるために、輸出商と一次フォーフエイターの間と、必要に応じて一次フォーフエイターと当該輸出債権の転売先であるフォーフエイティング業者（買い手—Buyer）の間で、それぞれコミットメント契約を締結するケースが多

い。

船積後、輸出商から一次フォーフェイターへ荷為替手形が呈示され、一次フォーフェイターはこれを買取銀行として点検し、発行銀行に送付する。発行銀行は呈示された荷為替手形を点検し、これが信用状条件通りであれば、一次フォーフェイターに対して引受通知を送付する。一次フォーフェイターは、引受通知を受領し、発行銀行の支払確約が確定した段階で、輸出商から、輸出債権の譲渡依頼書—Assignment letter を受領し、フォーフェイティングを実行、輸出商の口座に買取代金を入金する。多くのケースでは、当該輸出債権を、別の買い手に再譲渡する。

最後に手形期日に発行銀行から、資金決済が行われるが、前述の通り輸出商の買戻債務は免除されている。

図2 フォーフェイティング取引の流れ



ITFA, ICC 資料を基に筆者作成

4.2 経済制裁への対応

21世紀に入り、信用状取引は UCP の規定のみでは解決できない困難な問題に直面した。それは、近年米国を始め積極的に発出される、経済制裁への対応である。水口 (2009)²⁹によれば、従来、国家間の対立に基づき、当事国、同盟国、国際連合を巻き込みながら、経済制裁は実施されてきたが、2001年9月11日の米国同時多発テロを受けて、テロ対策としても実施されることとなり、その影響度合いが格段に増大した。米国の米国愛国者法（米国反テロ法）の成立による OFAC 規制強化の結果、米国に拠点を置く外国金融機関の米国以外の本支店が米ドル決済を行う場合や、米国金融機関が関係する外国為替取引を実施

する際には、OFACの指定する制裁対象者リスト—Specially Designated Nationals List (SDN) に該当するかどうか確認する義務を負うこととなった。

OFAC規制等のコンプライアンス違反事例については、表8のように、過去多額の罰金が科せられるケースがあり、日本のメガバンクを含む、国際的な金融機関にとっても看過できないリスクと認識されている。

表8 OFAC 規制違反/処分事例

銀行名	時期	違反/処分の内容
クレディ・スイス Credit Suisse	2009年12月	イラン制裁の法令違反により、過料約5億3千万ドルを当局に支払う。再発防止のためは是正措置・過料支払を条件に起訴猶予処分との司法取引に合意。送金依頼人に米国当局からの監視を回避する方法を指導し、行内のスクリーニング手続も回避して、イラン関係者への送金を取扱っていた。
英スタンダード・チャータード銀行 Standard Chartered Bank	2012年12月	2001年から2007年までに行われたイラン関連の取引に関する規制違反取引、14百万米ドルに関する和解金3億4千万米ドルの支払いが発生。
英香港上海銀行 HSBC Holdings plc.	2012年12月	英大手銀行のHSBCは、マネーロンダリング（資金洗浄）対策の不備で、司法省など米当局に対し約19億ドル（約1,560億円）の罰金を支払うことで合意。メキシコで犯罪組織の資金洗浄に利用された疑いがあるほか、米国の経済制裁に反してイラン関連の取引をしていた疑いがあり、米当局が調査。
三菱東京 UFJ 銀行	2013年6月	2002～07年のイラン関連のドル建て決済を巡り、ニューヨーク州金融サービス局に2億5千万ドル（約245億円）の和解金を支払い。米財務省には857万ドルの和解金支払いで合意。対象となった取引は、米国とイランを除く国から第三国のイラン企業の口座などへの送金。合計で2万8,000件、1,000億ドルに上る。米銀を経由して決済する際、イラン企業向けとの情報を伝えていなかったことなどが問題視された。07年の三菱UFJの社内調査で発覚し、関連当局へ報告していた。
BNP パリバ銀行 BNP Paribas	2014年6月	米司法省に総額89億ドル（約9千億円）の罰金を支払う。ドル資金の決済業務の一部も最長1年間禁じる。スーダンやイランとの間でドル送金などの金融取引を続け、その事実を隠していた。

出典：筆者作成

4.3 貿易決済の電子化

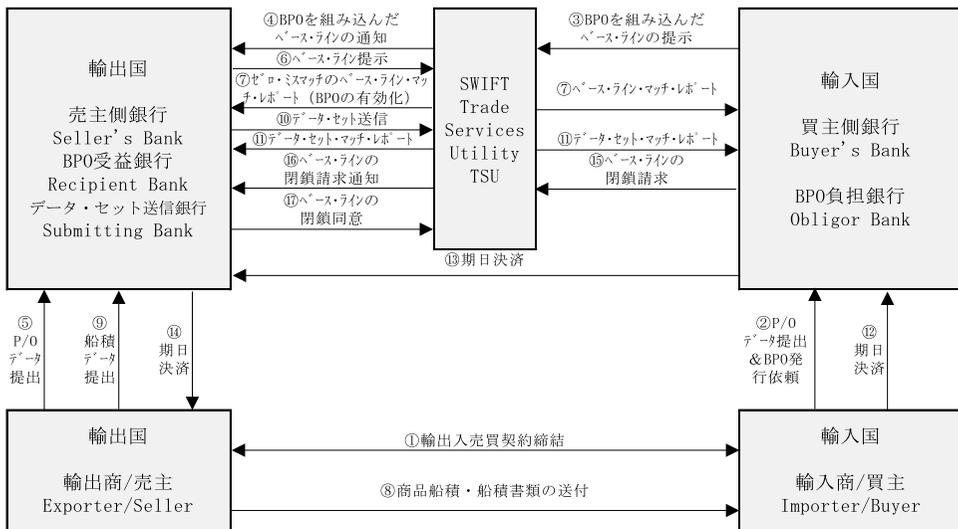
1980年代から、貿易取引のスピードアップ化を図るうえで、従来型の船荷証券を始めとした書類取引を基礎とした、運送・通関手続きや、外国為替取引を電子化（ペーパーレス化）する試みである貿易取引電子化は、各国で検討されてきたが、その主要な三つの電子化対象、①外国為替取引の電子化、②通関手続きの電子化、③船荷証券を始めとする貿易書類の電子化の内、前二者は、①銀行によるエレクトリックバンキングの実用化、②わが国における「輸出入・港湾関連情報処理システム」—Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System, NACCS に代表されるシステムの実用化により、実現した。

しかし、八尾（2007）⁹⁸、奈良（2015）⁹⁹によれば、1980年代からの船荷証券を始めとす

る貿易書類の電子化は結果として実用化段階には進まなかった。この停滞の理由は、下記の三点であると考える。①輸出商、輸入商、船会社、銀行、電子船荷証券の登録機関等の関係当事者の多さゆえ、広範囲をカバーするシステム整備に大きなコストがかかった。②国境を超える船荷証券を電子化する際の法的位置づけの難しさを克服できなかった。③電子船荷証券登録機関の中立性を維持するのが困難であり、また、監督官庁をどこにするのか当事者全員の合意を得られなかった。

2002年 SWIFT は「貿易サービス諮問グループ」を組織、同グループの提言に基づき、次世代の貿易書類電子化及び、そのデータマッチングシステムとして、2007年に Trade Services Utility Release 1.0—TSU1.0 を開始し、2008年には、輸入側銀行の輸出商に対する支払保証機能である、BPO を追加した Trade Services Utility Release 2.0—TSU2.0 を開始した。TSU2.0 の取引の流れは、図3のとおりである。

図3 TSU2.0 の流れ



出典：筆者作成

売主、買主間で、売買契約—Purchase order (P/O) が締結されると、買主は BPO 負担銀行—Obligor Bank に対して P/O データを提示すると共に、BPO の発行を依頼する。これを受けて BPO 負担銀行は、TSU に BPO が含まれるベースラインの提示を行う。これを受領した BPO 受益銀行—Recipient Bank は、売主にこれを通知すると共に、売主側から P/O データの提示を受ける。TSU は BPO 受益銀行から提示を受けたベースライ

ンと BPO 負担銀行から既に提示された BPO が含まれるベースラインをマッチングし、ゼロ・ミスマッチであれば、ベースライン確定と共に、BPO が有効に成立し、TSU はこれを輸出入国双方の参加銀行に通知する。売主は、船積み後、データ・セットを BPO 受益銀行に提示する。BPO 受益銀行は、BPO 負担銀行の支払確約を見返りに、このデータ・セットを買取ることも可能である。これにより BPO 受益銀行は、信用状取引における買取銀行と同様、売主に対する輸出金融を行うこととなる。買取後、BPO 受益銀行はデータ・セットを TSU に送信する。TSU は、BPO 及び確定済ベースラインとこれをマッチングし、データ・マッチすれば、データ・セットの到着案内が BPO 負担銀行から買主宛に行われる。データ・セットの到着案内を受けた買主は、BPO 負担銀行に輸入代金の決済を行うか、必要に応じて、輸入ユーザンスの提供を受ける。決済完了後、ベースラインの閉鎖手続きが行われ、取引全体が完了する。

表9 URBPO750, UCP600 (eUcp1.1 含む), URDG758 条文対比

URBPO750 (2013年)	UCP600 (2007年)	eUCP1.1 (2007年)	URDG758 (2010年)
第1条 範囲	第1条 UCPの適用	第1条 eUCPの適用範囲	第1条 URDGの適用
第2条 適用	第2条 定義★	第2条 eUCPのUCPに対する関係	第2条 定義
第3条 一般定義★	第3条 解釈★	第3条 定義	第3条 解釈★
第4条 メッセージ定義◎	第4条 信用状と契約☆	第4条 フォーマット	第4条 発行および有効性★
第5条 解釈	第5条 書類と物品、サービスまたは履行○	第5条 呈示	第5条 保証および裏保証の独立性☆
第6条 バンクペイメントオブリゲーションと契約☆	第6条 利用可能性、有効期限および呈示地	第6条 点検	第6条 書類と、物品、サービスまたは履行○
第7条 データと書類、物品、サービスまたは履行○	第7条 発行銀行の約束	第7条 拒絶の通知	第7条 ノンドキュメンタリーコンディション○●
第8条 BPOの有効期限◎	第8条 確認銀行の約束	第8条 オリジナルとコピー	第8条 指図と保証書の内容
第9条 参加銀行の役割	第9条 信用状および条件変更の通知	第9条 発行日	第9条 採り上げられない発行依頼●
第10条 BPO負担銀行の約束★	第10条 条件変更	第10条 運送	第10条 保証書または条件変更の通知
第11条 条件変更	第11条 テレトランスミッションによる信用状・条件変更	第11条 eUCPに基づく電子記録呈示にかかわる追加免責	第11条 条件変更
第12条 データの有効性に関する責任排除◎	第12条 指定	第12条	第12条 保証書に基づく保証人の責任の範囲
第13条 不可抗力	第13条 銀行間補償の取決め		第13条 保証書金額の変動●
第14条 取引データ・マッチング・システム(TMA)の利用不能◎	第14条 書類点検の標準○		第14条 呈示
第15条 適用法	第15条 充足した呈示		第15条 請求の要件
第16条 代わり金の譲渡	第16条 ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告		第16条 請求についての通報●
	第17条 書類の原本およびコピー		第17条 一部請求と2つ以上の請求
	第18条 商業送り状		第18条 個人の請求の独立性
	第19条 少なくとも2つの異なった運送形態を対象とする運送書類		第19条 点検
	第20条 船荷証券		第20条 請求を点検する為の時間
	第21条 流通性のない海上運送状		第21条 支払通貨●
	第22条 備船契約船荷証券		第22条 充足した請求のコピーの伝送●
	第23条 航空運送書類		第23条 Extend or Pay●
	第24条 道路、鉄道または内陸水路の運送状		第24条 充足しない請求、権利放棄および通告
	第25条 クーリエ受領書、郵便受領書または郵送証明書		第25条 減額と終了●
	第26条 "On Deck", "Shipper's Load and Count" 等		第26条 不可抗力
	第27条 無故障運送書類		第27条 書類の有効性に関する責任排除
	第28条 保険書類および担保範囲		第28条 伝送および翻訳に関する責任排除
	第29条 有効期限または最終呈示日の延長		第29条 別の当事者の行為に関する責任排除
	第30条 信用状金額、数量および単価の許容範囲		第30条 免責の制限
	第31条 一部使用または一部船積		第31条 外国の法律および慣習による損失の補償
	第32条 所定期間ごとの分割使用または分割船積		第32条 手数料の支払義務
	第33条 呈示の時間		第33条 保証書の譲渡と代わり金の譲渡
	第34条 書類の有効性に関する銀行の責任排除		第34条 準拠法
	第35条 伝送および翻訳に関する銀行の責任排除		第35条 裁判管轄
	第36条 不可抗力		
	第37条 指図された当事者の行為に関する銀行の責任排除		
	第38条 譲渡可能信用状		
	第39条 代わり金の譲渡		

出典：筆者作成

TSU2.0 導入当初、BPO は SWIFT の定める TSU Rulebook を準拠規則としていたが、SWIFT は ICC と協働して、BPO に関する新たな統一規則の制定を行い、2013年 URBPO750 が制定された。釜井（2013）⁸⁹、西口（2013）⁹⁰、檜垣（2014）⁹¹、拙稿（2014b）⁹²によれば、表9にあるように、URBPO750 は、既存の UCP600、URDG758、ISP98 等に親和性のある条文構成とする方針に基づき制定され、例えば、定義、解釈を明確化し条文を簡素化、使用する用語・概念に可能な限り統一感を与えた。一方、URBPO750 は既存の ICC 制定の統一規則が専ら書類を取り扱うのに対して、データを取り扱う規則の為、これら規則とはかなり異なる概念も数多く導入された。

5. 信用状取引の現状と課題

それでは、貿易金融取引の新しい動き、①貿易決済方法の多様化、②経済制裁、③貿易決済の電子化が、信用状取引に与える影響を指摘したい。これらの影響を踏まえて、今後の信用状取引のあるべき姿、UCP に求められる方向性について指摘したい。

5.1 信用状取引への影響

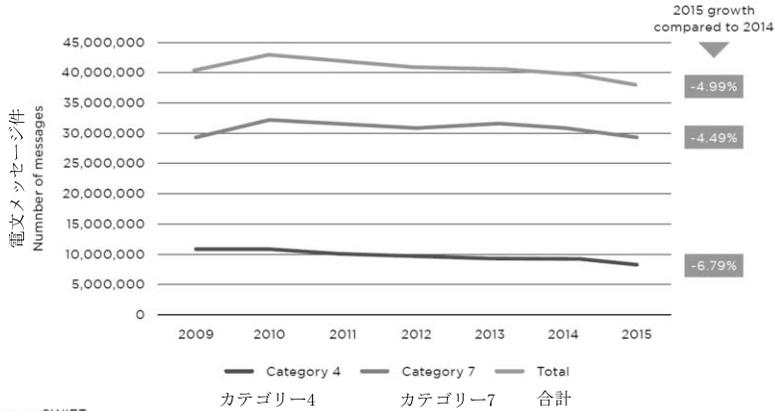
(1) 貿易決済方法の多様化がもたらす影響

ICC の2016年貿易金融に関する年次報告書⁹³によれば、SWIFT の電文雛形700番—Message Type 700 (MT700) で、取り扱われる、信用状発行件数は、図4～6の通り、2011-2015年間はアジア・太平洋地域で一定の増加が認められるものの、他地域では寧ろ漸減しており、2009-2015年間は全体として、その利用件数は横ばいである。これは、日々SCMが高度化していく中で、輸出入商に、要求される取引スピード、コストの削減を達成するには、決済方法もそれに準じる必要があり、OA 取引に対して明らかに劣後する、信用状取引を含む荷為替手形の取引スピード、コストがその原因の一つである。

その一方で、OA 取引への過度な依存は、特に輸出商に輸出代金回収リスクの増大を意味する。このことから、フォーフェイティング取引や国際ファクタリング取引がリスク回避手法として活用されている。また、OA 取引を取る場合に、輸入商の信用リスク回避の手段として、SBLC、DG の同時活用も一定数行われている。

このような中で、信用状取引が引き続き主要な決済方法の地位を維持する為には、SBLC や DG の信用補完を受けた OA 取引や、フォーフェイティング取引等の決済方法としての長所、短所を貿易当事者に広く周知し、当事者に的確に決済方法を選択してもらう必要がある。

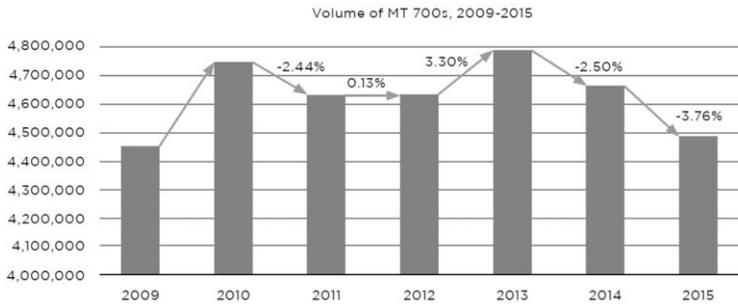
図4 SWIFT 電文メッセージ件数推移 (カテゴリ4, 7)



Source: SWIFT

出典：2016年 ICC 貿易金融に関する年次報告書

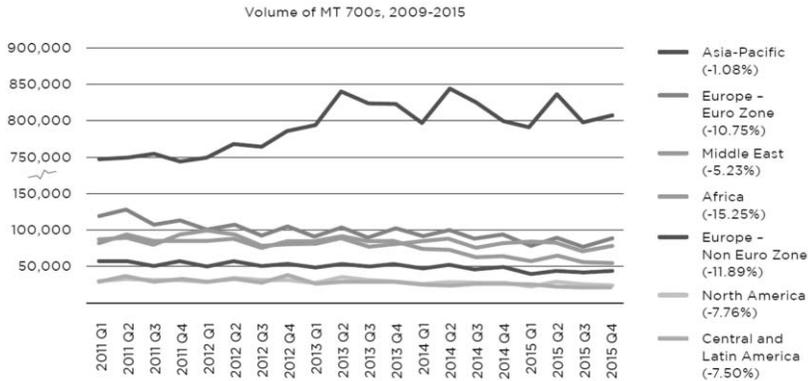
図5 信用状発行電文 (MT700) 件数推移



Source: SWIFT

出典：2016年 ICC 貿易金融に関する年次報告書

図6 信用状発行電文 (MT700) 地域別件数推移



出典：2016年 ICC 貿易金融に関する年次報告書

(2) 経済制裁強化がもたらす影響

水口（2009）では、信用状取引に与える影響として、従来信用状の要求する書類のみで判断された補償の可否に、経済制裁が与える影響を指摘、事例を紹介している。具体的には、経済制裁等のコンプライアンス違反発生時に、補償を拒絶される懸念及び、経済制裁対応文言を記載した信用状の発行事例である。

前者の影響は輸出商取引銀行である買取銀行が、外見上信用状条件に一致する荷為替手形を買取りながら、後日 UCP 及び、信用状条件以外の要因で補償を拒絶されかねないリスクを負うことを意味し、書類取引の原則という観点からも深刻な問題である。

後者については、UCP600 第 1 条後段の、信用状による明示的な UCP の修正又は除外規定を活用したものである。拙稿（2009）³⁹で指摘した通り、明示的な UCP の修正又は除外規定は、取引の実情に沿った形に修正する等、信用状取引にフレキシビリティを与えることが可能となる一方で、明示的に修正又は除外されている信用状によって、規則の統一性という最も重要な効用が失われる恐れがある。それは、単に書類点検時間増加といった実務上の問題に留まらない。ICC（2007）⁴⁰、Collyer（2007）⁴¹は、信用状統一規則の明示的な修正又は除外を行う際に、修正又は除外される規定に対する代替規定を、当該信用状条件として記載されるべきと指摘している。しかし、拙稿（2009）で紹介した通り、明示的に修正又は除外されている信用状事例の中に、代替規定が信用状条件として記載されていないケースも多く、当事者間で紛争が発生した際、当該信用状に関する UCP の紛争関連条項が欠落するという事態が発生し、結果として UCP に基づく紛争解決が不可能になる恐れがあるといえる。

信用状取引の安定性を損なわない為には、UCP にも経済制裁に代表されるコンプライアンスリスクへの備えとして、規定の明確化が求められよう。

(3) 貿易決済電子化がもたらす影響

TSU-BPO 取引の特徴に関しては、佐藤（2008）⁴²、2015）⁴³、檜垣（2013a）⁴⁴、西口（2013）⁴⁵、釜井（2014）⁴⁶、2015）⁴⁷等、多くの先行研究があり、単に信用状取引を代替するだけでなく、OA 取引のスピードと低コスト及び、信用状取引の備える信用リスク回避機能の双方を備える、従来の OA 取引、信用状取引と並ぶ、第三の決済方法として、銀行業界並びに輸出入商双方にメリットのあることが事例と共に示されている。

一方で、TSU2.0 の実用化から 8 年、URBPO750 発効から 3 年が、既に経過しているが、利用企業、TSU-BPO 取引を積極的に推進する金融機関は未だ少数派である。檜垣

(2013b)⁴²⁾、拙稿(2016a)⁴³⁾では、TSU-BPO取引推進の鍵となるのは、中小企業も含めたTSU-BPO取引利用企業の拡大が必須と指摘し、拙稿(2015⁴⁴⁾、2016b⁴⁵⁾では、従来DGやSBLCが行っていた外国保証取引機能を持たせる等、TSU-BPO取引の対象取引種類を拡大することが必要と指摘した。この2点が実現した際には、信用状取引が果たしていた役割の、大部分をTSU-BPO取引が継承することになるろう。

5.2 信用状取引の将来像

(1) 貿易取引の技術的発展への対応

それでは、将来の信用状取引に求められる姿は、どのようなものであろうか。歴史を振り返れば、信用状取引やUCPの規定が、貿易取引の技術的な発展によって改訂されてきたように、今後も技術的な発展に合わせて次のUCP改訂が行われると思われる。

通信技術の発展、物流面での発展は、現在、貿易電子化として、一体化しつつある。輸出入商という利用者の視点で見れば、信用状取引は、新興のTSU-BPO取引と良きパートナーとなる必要がある。これは、ICCやSWIFTを始め関係する金融機関による啓蒙に留まらず、信用状取引とTSU-BPO取引の融合も視野に入れる必要があるろう。

拙稿(2016b)では、DG取引とTSU-BPO取引の融合による電子DG取引を提言し、準拠規則の整備について、①次のURBPO改訂に併せて、電子DG取引の機能を持たせる改訂、②次のURDG改訂に際して、既に電子呈示の規定／追補があるUCP600やISP98といったStand-by LCの準拠規則のように、TSU-BPO取引のインフラを利用する場合の規定を追加する改訂、③URBPOやURDGとは別に、銀行以外の受益者を規定する等、より現状のDG取引に近い形にした電子DG取引専用規則の制定、の3つの可能性を指摘した。

これと同様に、信用状取引とTSU-BPO取引の融合に対応できるように、UCPとURBPOの規定を整備する必要も出てこよう。具体的には、①次のUCP改訂に併せて、書類に代わって電子データ呈示取引の機能を持たせ、TSU-BPO取引のインフラを利用する場合の規定を追加する改訂、②次回のURBPO改訂に際して、データではなく書類を利用する場合の規定を追加する改訂、の2つが考えられよう。前者は、UCP600と現在のeUCP1.1を包摂する規定とすることで達成可能である。但し、eUCPはあくまで試行的な位置付けであり、利用するシステムを特定していない。SWIFTの運用するTSUに専ら依存するURBPO750と同様の規定とすることの是非を真剣に検討する必要があるだろう。また、FinTechを始めとした、更に進んだIT技術の活用についても、考慮する必要がある。

(2) 国際情勢の変化に対する対応

経済制裁への対応に頭を痛める金融機関の立場で考えれば、次回の UCP 改訂時に、経済制裁対応規定創設は検討に値すると思われる。既に、URDG758 では、準拋法、裁判管轄地規定が明文化されており、同様の対応が必要となろう。但し、ここで問題となるのが、しばしば、貿易相手国と経済制裁の対象者や対象取引が異なるケースが発生することである。

現実的な対応としては、信用状取引の関係銀行である、発行銀行、通知銀行、確認銀行、買取銀行、補償銀行がそれぞれ、経済制裁対象者リストなど必要な情報を管理、把握し未然に取引を防止するのが望ましいが、この種のリストは時々刻々変化するものであり、未然防止には限界がある。この為、UCP 上に経済制裁対応規定を設け、経済制裁対象者が取引関係者に含まれていた場合に、発行銀行、通知銀行、確認銀行、買取銀行、補償銀行は、それぞれ免責されるとの規定を新設することを提言したい。

しかし、UCP の規定にするというのは、言うに易しであるのも事実である。現実的な対応としては、UCP に国連安全保障理事会等、全当事者の合意形成が可能な国際機関等の経済制裁対象者への免責規定を設け、必要に応じて関係国独自の経済制裁リストを信用状条件に明示する等の規定化が望ましい。

6. おわりに（結語）

これまでみてきたように、信用状取引は、時代の流れ、とりわけ貿易取引の2つの技術的發展、①通信技術の發展、②物流面の技術發展、に大きな影響を受けながら発生、發展してきた。今後もそれは不変であろう。信用状取引を、引き続き主要な貿易決済として維持する為には、将来の技術的發展を的確に把握しこれに対応する規則を UCP に盛り込むことが肝要である。その際には、URDG、ISP、URBPO といった他の規則との融合も検討に値しよう。また、経済制裁に代表される新しい要請にも対応する必要もある。

大きな困難が伴う部分もあるが、次期 UCP（あるいは UCP に代わる規則）には、これらを包摂することが期待される。本稿を契機に、①貿易決済方法の多様化、②経済制裁、③貿易決済の電子化が、信用状取引に与える影響について、更に個別的、具体的に検討を進め、信用状取引のあり方や、UCP に求められる規定について研究していきたい。

注

- (1) 伊澤孝平（1946年）『商業信用状論』有斐閣及び、伊澤孝平（1955年）『商業信用状論 増補』有斐閣
- (2) 八木功治（1992年）「信用状生成史—その1—旧式信用状の史的展開—」『松山大学論集』4巻3号, 257-290頁
- (3) 小峯登（1967年）『信用状統一規則（上）』外国為替貿易研究会及び、小峯登（1966年）『信用状統一規則（下）』外国為替貿易研究会
- (4) 小峯登（1977年）『1974年信用状統一規則：逐条解説とその問題点（上）』外国為替貿易研究会及び、小峯登（1979年）『1974年信用状統一規則：逐条解説とその問題点（下）』外国為替貿易研究会
- (5) 八木功治（1977年）「貿易決済論—信用状付荷為替手形による決済について—」『松山商大論集』28巻1号, 37-77頁
- (6) 宮田美智也（1989年）「南北戦争前アメリカの対イギリス貿易金融および決済制度の分析(1)：1830年代初期アメリカにおけるペアリング商会の金融業務」『金沢大学経済学部論集』10巻1号, 23-52頁
- (7) 宮田美智也（1990年）「南北戦争前アメリカの対イギリス貿易金融および決済制度の分析（2完）：ブラウン商会の金融業務（1834～1860年）」『金沢大学経済学部論集』10巻2号, 47-91頁
- (8) 八木功治（2001年）「信用状生成史—その2—マーチャントバンクと荷為替信用状の誕生—」『松山大学論集』13巻1号, 65-116頁
- (9) 八木功治（2004年）「信用状生成史—その3—荷為替信用状の誕生とその後の発展—」『松山大学論集』16巻1号, 293-315頁
- (10) 八木功治（2007年）「信用状生成史—その4—ブラウン商会グループの貿易と貿易金融—」『松山大学論集』19巻1号, 65-116頁
- (11) 経済法令研究会（1983年）『外国向為替手形取引約定書ひな型の解説』経済法令研究会, 2-22頁及び、松本貞夫（1983年）「外国向為替手形取引約定書ひな形の制定について」『金融』434号, 13-25頁
- (12) 全国銀行協会連合会（1989年）「信用状取引約定書ひな型の制定」『金融』502号, 22-31頁
- (13) 朝岡良平（1985年）『逐条解説信用状統一規則』金融財政事情研究会
- (14) 飯田勝人（2003年）『ISBP（国際標準銀行実務）の解説：荷為替信用状に基づく書類の点検』東京リサーチインターナショナル, 12-14頁参照
- (15) ISBP681「まえがき」及び、元 ICC 特別委員会共同議長 Donald Smith 宛インタビュー記事, ICC（2008年）“Relating the ISBP to the UCP”, Insights into UCP 600 Collected Articles from DCI 2003 to 2008 ICC Publication No. 682, pp269-273. 参照
- (16) 拙稿（2014年）「改訂 ISBP が荷為替手形の書類点検に与える影響」『国際商取引学会年報』第16号, 95-106頁
- (17) SWIFT HP, SWIFT FIN Traffic document centre, “Dec-15”, <https://www.swift.com/about-us/swift-fin-traffic-figures/monthly-figures#topic-tabs-menu> (as of January 8, 2017)
- (18) 中島真志（2009年）『SWIFT のすべて』東洋経済新報社
- (19) SWIFT HP, SWIFT FIN Traffic document centre, “SWIFT in figures November 2016”, <https://www.swift.com/about-us/swift-fin-traffic-figures/monthly-figures#topic-tabs-menu> (as of January 8, 2017)
- (20) 鈴木暁（2001年）『国際物流の理論と実務』成山堂書店
- (21) 高柳一男（1992年）「ICC URDG の成立過程と今後の対応について」『請求払保証に関する統一規則—Uniform Rules for Demand Guarantees (ICC Publication No.458)』国際商業会議所日本国内委員会, 61-90頁

- ② 拙稿（2012年）「URDG758 改訂と今後の銀行保証業務に与える影響」『日本貿易学会リサーチペーパー』創刊号，33-48頁
- ③ 水口久仁彦（2009年）「ISP98 が信用状と保証実務に与えた影響と課題」『国際商取引学会年報』第13号，125-142頁
- ④ Joseph F. Singer（1985）“A Small Business Exporter’s Guide To Forfaiting Practices In International Finance”，Small Business Institute Director’s Association（SBIDA），
<https://drive.google.com/file/d/0B9pflhVOKMWBWGtOd19WSjU4TU0/view>（as of January 8, 2017）
- ⑤ 水口久仁彦（2009年）「商業信用状を巡る最近の事情と課題—Sanction（経済制裁）への対応と課題」『財団法人貿易奨励会貿易研究会研究報告書』第9号，201-216頁
- ⑥ 八尾晃（2007年）『貿易取引の基礎』東京経済情報出版社，131-138頁
- ⑦ 奈良順司（2015年）「貿易金融電子化の系譜」『日本貿易学会誌』第52号，28-38頁
- ⑧ 釜井大介（2013年）「BPO 統一規則（URBPO）の概要」『金融法務事情』1974号，金融財政事情研究会，60-61頁
- ⑨ 西口博之（2013年）「貿易取引の変化と代金決済方法の多様化—ICC による銀行支払保証統一規則 URBPO750 に関連して」『NBL』1015号，商事法務，25-32頁
- ⑩ 檜垣拓也（2014年）「TSU/BPO 取引の概要と「銀行支払確約に関する統一規則」」『国際商事法務』Vol.42, No.1（通巻619号），国際商事法務研究所，49-60頁
- ⑪ 拙稿（2014年）「SWIFT-ICC による TSU-BPO が貿易金融に与える影響」『日本貿易学会リサーチペーパー』第3号，1-19頁
- ⑫ ICC（2016）“ICC Global Survey on Trade Finance 2016 edition” ICC HP，
http://store.iccwbo.org/content/uploaded/pdf/ICC_Global_Trade_and_Finance_Survey_2016.pdf
（as of January 8, 2017）
- ⑬ 拙稿（2009年）「新信用状統一規則第1条後段（適用除外）を巡る事例研究」『日本貿易学会年報』第46号，38-46頁
- ⑭ ICC（2007）“Commentary on UCP600 ICC Publication No.680”
- ⑮ Gary Collyer（2007）“Frequently Asked Questions under UCP600 first volume” Collyer Consulting LLP
- ⑯ 佐藤武男（2008年）「貿易の電子化で進む新しい貿易決済」『金融法務事情』No.1846，10-20頁
- ⑰ 佐藤武男（2015年）「「電子貿易決済サービス（TSU・BPO）による貿易ビジネスの革新」（上）—貿易円滑化とビジネスの迅速化で日本と世界の貿易発展につなげる—」『貿易と関税』通巻第743号，日本関税協会，42-52頁及び，佐藤武男（2015年）「「電子貿易決済サービス（TSU・BPO）による貿易ビジネスの革新」（下）—貿易円滑化とビジネスの迅速化で日本と世界の貿易発展につなげる—」『貿易と関税』通巻第744号，日本関税協会，4-14頁
- ⑱ 檜垣拓也（2013年）「L/C に代わる TSU/BPO の動向，有効性，並びに推進課題の考察」『国際商取引学会年報』第15号，34-47頁
- ⑲ 西口博之（2013年）「新しい貿易金融サービス—SWIFT/ICC による電子信用状の行方—」『国際金融』1250号，外国為替貿易研究会，66-73頁
- ⑳ 釜井大介（2014年）「貿易データマッチング基盤への参加により最短3日で決済可能に」『金融財政事情』2014年7月21日号，金融財政事情研究会，20-26頁
- ㉑ 釜井大介（2015年）「BPO 発展に向けた実務面からの考察—商品性，リスクおよびその発展性について—」『金融法務事情』2016号，金融財政事情研究会，43-51頁
- ㉒ 檜垣拓也（2013年）「「銀行支払確約」付 TSU の仕組み・現状と SME 利用への考察」『国際金融』1249号，外国為替貿易研究会，74-81頁
- ㉓ 拙稿（2016年）「海上運送状の活用による中小企業宛 TSU-BPO 利用促進の提言」『日本貿易学会誌』第53号，31-41頁
- ㉔ 拙稿（2015年）「TSU-BPO とフォーフェイティングの融合による新しい貿易金融」『日本貿易学会リサーチペーパー』第4号，41-57頁

- (45) 拙稿（2016年）「請求払保証取引への TSU-BPO（URBPO）活用提言」『国際商取引学会年報』第18号，66-78頁

参 考 文 献

- 高安昭之助（1993年）『新・信用状統一規則 Q & A：1993年改訂版の内容と実務上の留意点』東銀リサーチインターナショナル
- F. アイゼマン（1994年）『荷為替信用状の法理概論』九州大学出版会
- 東京銀行システム部（1996年）『貿易と信用状』東銀リサーチインターナショナル
- 八尾 晃（2001年）『貿易・金融の電子取引』東京経済情報出版
- 後藤守孝，他（2008年）『信用状統一規則の実務 Q & A』三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
- 浦野直義（2009年）『輸出入と信用状取引』経済法令研究会
- 橋本喜一（2010年）『銀行保証状論』中央公論事業出版
- 八尾 晃，他（2010年）『貿易と信用状』三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
- 佐藤武男，他（2014年）『新貿易取引—基礎から最新情報まで』経済法令研究会
- 橋本喜一（2015年）『荷為替信用状・スタンドバイ信用状各論』九州大学出版会